



下伊那変電所新設に伴う豊丘村内における  
工事用車両通行等に関する確認書

豊 丘 村

中部電力株式会社



下伊那変電所新設に伴う豊丘村内における  
工事用車両通行等に関する確認書

豊丘村（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が実施する下伊那変電所新設工事（以下「変電所工事」という。）に伴う工事用車両等の通行に関する事項について、以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 乙の変電所工事に伴う工事用車両等の通行による影響を低減するため、工事用車両等の通行に関する確認を行うものとする。

（通行ルート等）

第2条 乙の工事用車両の通行ルート（以下「通行ルート」という。）は、別紙1のとおりとする。

- 2 前項に定める通行ルートを変更する場合は、甲・乙及び甲以外の道路管理者（以下「道路管理者」という。）と協議するとともに、乙は事前に関係地区へ周知を図るものとする。
- 3 乙の工事用車両通行による渋滞等の道路交通への支障が生じた場合、乙は甲及び道路管理者と協議のうえ、速やかに対応するものとする。

（安全対策）

第3条 乙は、一般車両及び歩行者の安全が確保できるよう必要な安全対策を施すものとする。

- 2 乙は、一般車両の通行を優先し、一般車両に不便をかけないよう努めるものとする。
- 3 乙は、交通事故の防止及び通行人や一般車両の安全で円滑な交通の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、通行ルートにおける道路の全面通行止めを行わないよう努めるものとする。なお、やむを得ず全面通行止めを必要とする場合は、事前に甲・道路管理者及び関係機関と協議し、範囲及び期間を最小限にする。また、起終点及び必要箇所には看板を設置し、回覧などにより住民に周知を図るとともに、緊急車両等の通行に関しては、十分配慮するものとする。

- 5 乙は、工事用車両の通行に伴い必要と思われる箇所には、カーブミラーを設置する。  
なお、設置箇所については、甲・乙及び道路管理者と協議するものとする。
- 6 冬季期間中における通行ルートを除雪作業及び融雪剤散布作業については、甲・乙及び道路管理者と協議するものとする。

(車両通行時間)

第4条 乙の工事用車両の通行時間については、午前7時から午後7時までを基本とし、通学時間帯においては、工事用車両を可能な限り通行させないように努めるものとする。また、必要により、乙は、保育園、小、中学校関係者及び村教育委員会と工事用車両通行時間について協議するものとする。

- 2 工事用車両は、日曜日、その他長期休暇期間（盆及び年末年始等の事前に告知する日）は通行しないことを基本とする。日曜日及びその他長期休暇期間において工事用車両が通行する場合は、事前に甲及び道路管理者に連絡するとともに、関係地区へ周知を図るものとする。
- 3 甲の行事等により、通行ルート以外の道路通行に支障等を生じることが予想される場合は、甲・乙及び道路管理者と協議し、乙は工事用車両の通行に配慮するものとする。

(通行ルートの清掃及び損傷に伴う修繕復旧)

第5条 乙の工事に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合は、乙の負担で清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。

- 2 乙の工事に起因して道路施設を損傷等した場合、乙は、甲もしくは道路管理者に報告のうえ、乙の負担で補修等を行うものとする。
- 3 甲の管理する道路における落石及び倒木等に伴う路面の軽微な損傷等は、乙により補修できるものとする。
- 4 変電所工事完了後、甲・乙及び道路管理者で通行ルートの点検を行い、乙の工事用車両の通行に起因して損傷したと認められる場合は、乙が補修を行うものとする。  
また、乙は、本確認書の締結後、通行ルートにおける現状の道路状況の確認を甲または道路管理者と立会のうえ、速やかに行うものとする。

(工事影響の低減対策)

第6条 変電所工事に伴う、工事用車両の通行に関する第三者からの苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとし、甲は乙に協力するものとする。

- 2 工事用車両の通行に伴う、住民や関係者からの要望等については、甲・乙で対応を検討し、対応が必要な場合は、乙が行うものとする。
- 3 乙は、工事における住民や関係者の不安や影響を低減するため、甲が組織する「豊丘村リニア対策委員会」に出席し、工事状況等を説明するものとする。

4 甲及び乙は、通行ルート沿道の関係組織と定期的な打合せの場を設け、工事状況等を説明するものとする。

(道路管理者との協議)

第7条 本確認書の実施にあたり、道路管理者との協議は、乙が行うものとする。

(工事施工業者への通知)

第8条 乙は、この確認書の内容を乙の工事施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

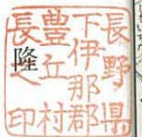
(その他)

第9条 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲・乙協議して処理するものとする。

この確認書の証として、本書2通を作成し、甲・乙各々が記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成30年10月29日

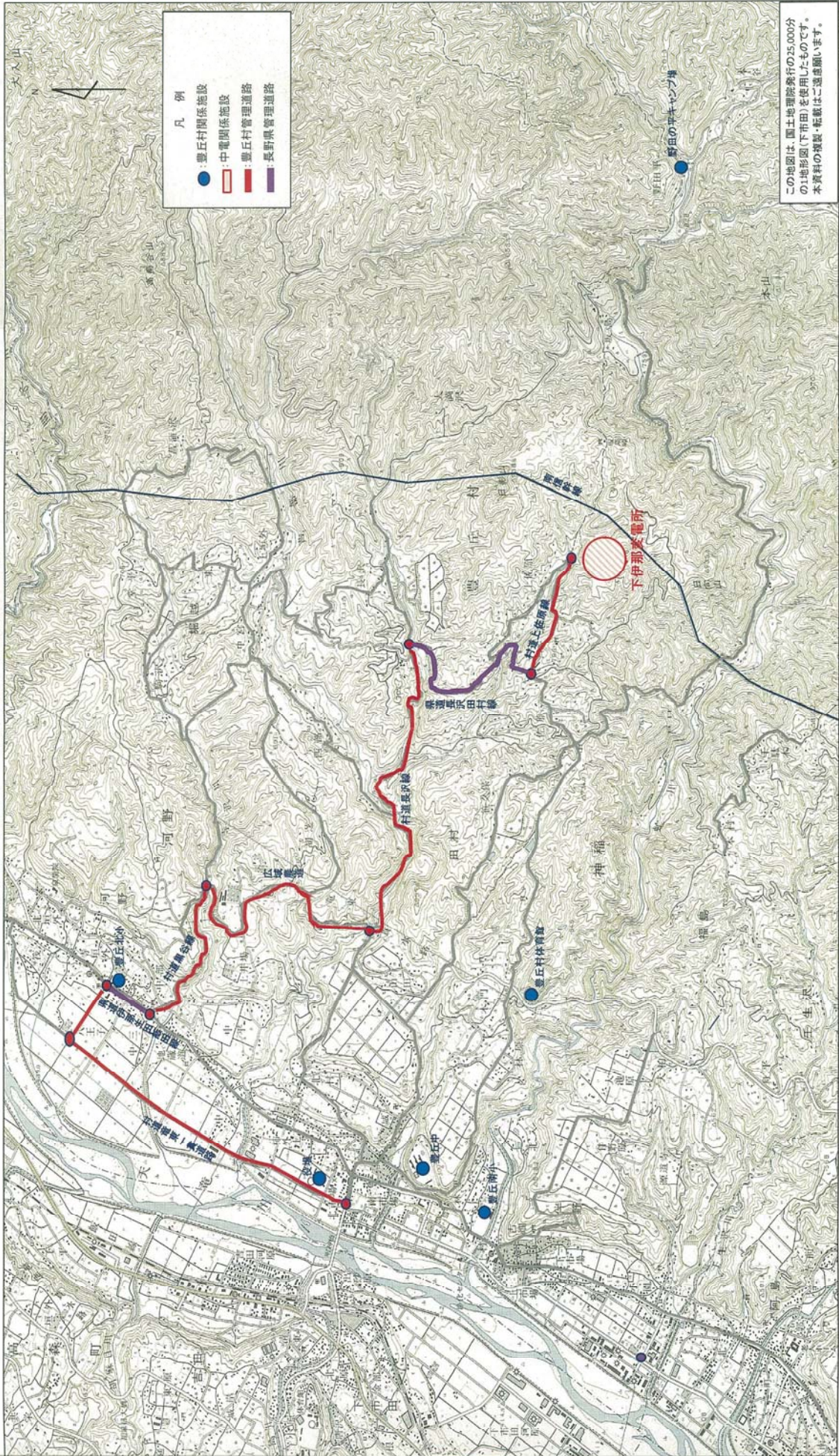
(甲) 住所 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲3120番地  
氏名 豊丘村長 下平 喜



(乙) 住所 岐阜県多治見市上野町5-1  
氏名 中部電力株式会社  
電力ネットワークカンパニー  
送変電技術センター  
リニア関連送変電工事所長 永井 俊



下伊那変電所 工事用車両 通行ルート図



を

5。

1る

1を

長野県下伊那郡  
豊丘村

